

令和元年12月第3回八街市議会定例会会議録（第5号）

1. 開議 令和元年12月10日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 小 向 繁 展
- 2番 栗 林 澄 恵
- 3番 木 内 文 雄
- 4番 新 見 準
- 5番 小 川 喜 敬
- 6番 山 田 雅 士
- 7番 小 澤 孝 延
- 8番 角 麻 子
- 9番 小 菅 耕 二
- 10番 木 村 利 晴
- 11番 石 井 孝 昭
- 12番 桜 田 秀 雄
- 13番 林 修 三
- 14番 山 口 孝 弘
- 15番 小 高 良 則
- 16番 加 藤 弘
- 17番 京 増 藤 江
- 18番 丸 山 わき子
- 19番 林 政 男
- 20番 鈴 木 広 美

1. 欠席議員は次のとおり

な し

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副	市 長	鵜 澤 広 司
総 務 部	長	大 木 俊 行
総務部参事(事) 財政課長		會 嶋 禎 人
市 民 部	長	和 田 文 夫

経 済 環 境 部 長	黒 崎 淳 一
建 設 部 長	江 澤 利 典
会 計 管 理 者	廣 森 孝 江
国 保 年 金 課 長	吉 田 正 明
下 水 道 課 長	中 村 正 巳
水 道 課 長	海 保 直 之

・連絡員

総務部参事(事)秘書広報課長	鈴 木 正 義
総 務 課 長	片 岡 和 久
社 会 福 祉 課 長	日 野 原 広 志
農 政 課 長	相 川 幸 法
道 路 河 川 課 長	中 込 正 美

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教 育 次 長	関 貴 美 代

・連絡員

教 育 総 務 課 長	川 名 弘 晃
-------------	---------

○農業委員会

・議案説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 澤 孝 行
-------------------	---------

○監査委員

・議案説明者

監 査 委 員 事 務 局 長	内 海 洋 和
-----------------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

副 主 幹	中 嶋 敏 江
主 査	須 賀 澤 勲
主 査	嘉 瀬 順 子
主 査 補	吉 井 博 貴
主 任 主 事	村 山 のり子

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第5号）

令和元年12月10日（火）午前10時開議

- 日程第1 議案第1号
質疑、委員会付託
- 日程第2 議案第2号
質疑、委員会付託省略、討論、採決
議案第3号から議案第16号
質疑、委員会付託
- 日程第3 休会の件

○議長（鈴木広美君）

ただいまの出席議員は20名です。従って、本日の会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告いたします。本日の欠席の届けが田中高齢者福祉課長よりありました。

以上で、報告を終わります。

日程第1、議案第1号を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、小澤孝延議員の退席を求めます。

これから、質疑を行います。質疑の通告は、ありません。これで質疑を終了いたします。

ただいま議題となっています、議案第1号を配布してあります、議案付託表のとおり、常任委員会に付託をいたします。

議案付託表に誤りがあった場合は、議長が処理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

小澤孝延議員の入場を許可します。

日程第2、議案第2号から議案第16号を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、質疑を許します。

なお、会議規則第55条により、発言は全て簡明にし、議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならず、質疑にあたっては自己の意見を述べることはできません。

また、会議規則第56条、第57条及び議会運営に関する申し合わせにより、各議員の発言時間は答弁も含め40分以内とし、同一議題につき一問一答、2回まででお願いいたします。

最初に、京増藤江議員の質疑を許します。

○京増藤江君

おはようございます。

それでは、質問を順次させていただきます。

まず初めに、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて（令和元年度八街市一般会計補正予算）、予算書の9ページです。

7款2項2目、道路橋りょう費についてお伺いします。

1点目に災害発生時応急対応業務についての、まず最初の質問なんですけれど、復旧を要する箇所は何箇所あったのかお伺いします。

○建設部長（江澤利典君）

今回の専決処分につきましては、道路復旧業務として3,250万、その他市内一円の土砂撤去ということで2,000万、計5,250万、復旧事業業務としては33箇所を予定しております。

○京増藤江君

復旧箇所が33箇所ということで、たくさんの箇所が復旧を要するというそういう状況でございます。そこでお伺いするんですけど、2問目なんですけれど、危険箇所についてなんですけど、その33箇所復旧が必要だったんですけど、そのうち、危険箇所、命に関わるようなそういう箇所は何箇所あったのか。その全体への対応及び四区1号線の対応についてお伺いいたします。

○建設部長（江澤利典君）

危険箇所が何箇所かということでございますけれども、先ほど答弁したとおり、33箇所、道路、水路、その他というふうにかけておりまして、道路が18箇所、水路が7箇所、その他8箇所ということで計33箇所になっております。そうした中で危険箇所につきましては、当然今言った33箇所については通行止め、また、通行に支障をきたすということで危険箇所ということで認識しておるところでございます。その部分については早急に整備、改修に進めたいというふうに考えております。

それと、市道四区1号線につきましては、一般質問でも答弁したとおり、大雨により水路の蓋が浮いて危険な状態であったという箇所についてでございますけれども、蓋の補強として連結するなど、補強を検討しているところでございます。これについては、連結することで現在よりも重い蓋となり、浮きにくい構造となりますのでそのような施工を行う調査で、整備改修に努めたいと考えております。作業に時間がかかるようなことも想定しておりますけれども、その場合については看板等で冠水時の注意喚起等をしていきたいというふうに考えております。

○京増藤江君

私も連結をするということは答弁でお聞きしました。ただ、この連結については蓋が動かないようにするという事だと思っております。その点については以前から蓋が動かないようにしてしまえばその水の分散ができなくなるということで私も今まで質問をしてきたんですけど、固定はできないかということで提案もしてまいりました。その点については、水を分散できないのでその分、下流の方にいろいろな影響が及んでしまうという、例としては、住宅地の方に水がばーっと行ってしまうというようなことも起きるのかと思って、私は市長交渉させていただいたときにはその提案はいたしませんでした。

今まで、答弁されてきた水を分散するというのがなければ、下流の方にまたは浸水とかの被害が起きるんじゃないかと思うんですけど、この点についてはどうなんでしょうか。

○建設部長（江澤利典君）

その点につきましては、現在、先ほど答弁したとおり、重い蓋で浮きにくいという構造ということになりますと他の場所に影響が出ないように施工方法を工夫しながら検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○京増藤江君

ぜひ、それはお願いしたいと思います。

それから、市長交渉のときには四区1号線の空き地のところの小川、ここも大変、人が落ちそうになったという部分があります。これは水が、足元が見えなくて冠水しておりますので、人が落ちそうになったという部分がありますので、この対策が必要だと思うのですが、どうかという問題。それから先ほどその排水路については対応ができるまでは看板を出すということでありました。ぜひ、これはお願いしたいと思います。今回は通行止めもう本当に道路河川課も大変混乱していて看板も出せなかったというような問題がありますので、ぜひ、お願いしておきたいと思います。空き地のところのガードレールのところの安全対策についてはいかがでしょうか。

○議長（鈴木広美君）

京増議員に申し上げます。2回終わっておりますので、今のは質問としては認められません。

○京増藤江君

その安全対策はぜひお願いします。今回、台風が終わったあとに見ると川底までの高さが高くなっているような気がして、もしも大雨になったりしたときにまた危ないことになるかなと思いますので、お願いしたいと思います。

それから、排水路についてはポールの配置もよろしくお願いします。これも夜の7時半ぐらいにようやく持ってきていただいたという状況がありましたので、対応ができるまでの安全対策よろしく願いいたします。

次に、第3号、付議案5ページなんですけれど、八街市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてでございます。

まず、始めに第2条、フルタイム会計年度任用職員についてなんですが、現在、臨時非常勤職員として働いている人の多くが2020年4月から会計年度任用職員という制度に一本化されるわけなんですけど、会計年度任用職員になることによって労働条件はどう変わるのかをお伺いします。

○議長（鈴木広美君）

京増議員、質問の内容は、上がっているのは割合ということになっておりますけども。任用職員の割合はという項目でよろしいですか。全職員の中で会計年度任用職員の割合はということで（1）で質疑を出されておりますが、今の質問の内容とは異なってしまいますが。

○京増藤江君

わかりました。すみません。

全職員の中での会計年度任用職員の割合についてお伺いします。

○総務部長（大木俊行君）

現在の職員数につきましては、正職が547名、フルタイムの臨時職員は48名おりますので、合計で595名でございます。この中で臨時職員の割合につきましては、8.07パーセントとなっておりますので、これを考えますと会計年度任用職員についても同程度と考えております。

なお、パートタイムの臨時職員の含めた人数からいきますと正職が547名、再任用職員が

24名、臨時職員につきましては279名、合計で850名となっておりますので、臨時職員の割合からいくと32.8パーセントとなっております。

○京増藤江君

臨時職員が32.8パーセント、これは保育士さんなんかも今までもずっと約3割が非常勤というようなことで言われてきているんですけど、市の仕事をする、していく責任を持って仕事をしていくという点については、正規の職員を増やしていく。そうしていく必要があると思います。今回の台風の状況なんかを見ましても本当に職員の皆さんがちゃんと人数がそろっていないければ、大変苦勞される、苦勞があり過ぎて対応を必要としている方たちに行き届かないというそういう経験をしてまいりました。ですからこの正規職員を増やしていくというそういう方向は今後考えておられるのかどうかをお伺いします。

○総務部長（大木俊行君）

正規職員の配置につきましては、これは今後、職場等を考えて適正な配置を考えていきたいというふうに考えております。これにのっとりまして、今回の会計年度任用職員の制度があったわけですが、これは非常勤であったり臨時の採用条件等が法令上、明確ではなかったということで制度上の課題があったことから適正な任用から勤務条件を確保するために地方公務員法から自治法の一部が改正されたということでございます。これによりまして、今まで正規職員の補助的な役割であった臨時職員、これはある程度、身分的に正職員と同じようになりますので責任のある職務についていただくということでこちらにつきまして、任用職員の制度を十分に活用させていただきたいと考えております。

○京増藤江君

会計年度任用職員については多少は労働条件がよくなる部分はありますけれど、一年、一年、また採用、一年ごとの採用になっていくわけですから身分は保証されていないと思います。ですから、そういう身分が不安定な方たちを増やしていくんじゃなくて、身分を保証してそして住民のためにきちんとその仕事を果たしていく。そういう職員を増やしていく必要が私はあると思いますので、今後の検討課題としてよろしくお願ひします。

次に、第27条、任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与についてでございます。

任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の職務、そして人数はどのぐらいなのか。お伺いします。

○議長（鈴木広美君）

京増議員、（2）の質疑に関してはよろしいですか。専門職フルタイム会計年度任用職員数の見込みはということで質疑が上がっておりますけれども。

○京増藤江君

すみません。必要です。

専門職のフルタイム会計年度任用職員数の見込みについてお伺いします。

○総務部長（大木俊行君）

現在の臨時職員のうち、フルタイムで勤務する職員につきまして48名、このうち、専門職については保育士が26名、栄養士が2名、幼稚園の教諭が2名でございます。なお、現在、保育士1名が欠員となっておりますのでこれにつきましては来年度1名を採用予定としております。これから考えますと会計年度任用職員についても同程度と見込んでおります。

○京増藤江君

専門職のフルタイムの会計年度任用職員は保育士がほとんどだというそういう答弁でございました。そして1名を今度採用するということなんですけれども、この保育士、正規の職員できっちりと雇用していかないと今でさえ、毎年、毎年、採用に苦勞しております。この任用ではなくて会計年度任用職員としてではなくて、正規の職員として今後、ぜひ増やしていただきたいと思うんですが、この点についていかがでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

すみません。私、今、保育士1名と言ったんですけど、これ栄養士でした。申し訳ありません。栄養士1名が欠員となっておりますので、栄養士を来年度採用させていただきます。保育士につきましては、毎年、退職者、それから不足している部分については補充させていただいています。来年度につきましても、今、採用試験が終わりまして内定を出しているんですが他自治体に異動される、また、内定を出してもうちの方を辞退される方が多くいらっしゃいますので、これにつきましてもまた再度、うちの方としては試験を行って採用に努めたいというふうに考えております。

○京増藤江君

子どもの保育士さんが約3分の1も非常勤だったり、今度は任用職員になるんですけれども、そういうふうにとくさんの人が正規で働けていない、そういう状況になると正規で働く方たちへの負担というのは大変多くなってしまいます。そういう点でも応募してくる方は少ないと思うのです。たくさんの方が、大部分が正規の職員であればその仕事も分散されて本当にやりがいのある保育士という仕事、これは、私はたくさんの方が応募してこられるんじゃないかと思うんです。ですから、そういう保育士の仕事の重要性、子どもたちを本当に育てていくとそういう点から正規の職員を増やしていただきたいと増やしていくというそういう方向を求めておきたいと思います。

次に、第27条、任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与についてお伺いします。

任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の職務及び人数についてお伺いします。

○総務部長（大木俊行君）

任用予定の職務につきましては、市教育支援センターにおいて児童生徒及び保護者を対象といたしました相談業務を行うカウンセラーを1名、児童、生徒がおかれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築、連携、調整等を行うスクールソーシャルワーカーを1名、徴税職員の指導、監督、助言、進行管理を行っている徴収指導員1名の3つの職務の3名を予定しております。

○京増藤江君

私は特にカウンセラー、そしてスクールソーシャルワーカーについては、八街市の不登校の問題、それから障害を持っている子どもたちの家庭との調整をしたりするときにカウンセラーやスクールソーシャルワーカーというこういう職種というのはきちんと雇用していく、会計年度任用職員としてではなくて、常勤で雇用していく必要があると思うんですけど、例えば、まずはスクールソーシャルワーカーから雇用していくとか。毎年、1種類ずつ職種を増やしていくとかそういう方向が私は必要ではないかと思うんですが、子どもたちの貧困問題、こういう問題をきちんと解決していくためにもそういう方向でやっていけるのかどうか。また、やっていくそういう考えがあるのかをお伺いします。

○総務部長（大木俊行君）

今、言われていましたスクールソーシャルワーカー等も含めまして、こちらにつきましては、教育委員会と十分協議、検討させていただいて適正な配置を進めたいというふうに考えております。

○京増藤江君

八街市の子どもたちが抱えている貧困の問題、それから障害や母子家庭のご家庭で本当にお子さんの子育てに苦勞されているそういうご家庭がありますので、ぜひよろしくお願ひします。

次に、議案第7号、付議案18ページからです。八街市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、お伺いします。

7条の2なんですけれども、自転車通行帯についてです。自転車通行帯の設置計画というのはどういうふうになっているのかお伺いします。

○建設部長（江澤利典君）

今回の条例の改正の趣旨といたしましては、市道の構造の技術的基準を定めるにあたって参酌する道路構造令において新たに自転車通行帯を規定されたということによるものでございます。自転車通行帯の設置計画は、現在はございません。今後、用地拡幅に伴う道路改良工事等を行っていく際には自転車の交通量、設計交通量という言葉もありますけども、それが極めて多い場合については車道や歩道計画に合わせて検討をしるというような道路構造令の改正ということになっています。

なお、県の条例においても令和元年、今年12月1日から自転車通行帯ということで条例が改正されて施行されておるところでございます。

○京増藤江君

八街市にはこれに適用されるような道路はないというような答弁だと思うんですけど、そういうふうなことであれば八街市だけではなくて、恐らく小さな市町村ではこういう計画を作ろうにも作れないみたいなことかと思うんですけど、八街市なりに道路でも狭くてそれから自転車がなくて危険だというようなところがあるわけなんですけど、そういうところを何とかこの自転車通行帯を設置できるようなそういう方向、方法はないんでしょうか。

○建設部長（江澤利典君）

この改正の趣旨は、自転車専用の通行空間を確保する必要があるにもかかわらず、自転車の設置に必要な幅員2メートル以上を確保できないということ、これを整備できない状況が全国で多数生じているということでございます。

他法では、近年では道交法の第20条第2項の規定に基づいて、普通自転車専用通行帯、道交法では専用通行帯という言葉用語でなっています。これについては1.5メートル以上の設置が進んでおります。実際に自転車関連の交通事故数が減少や道路利用者の不安の軽減等の効果が確認されているということで国から国土交通省の方から通達が来ております。

このような状況を踏まえて、既設の道路のみならず新たに整備する道路における自転車通行空間の確保を推進するため今回、道路構造令を改正して自転車を安全かつ通行させるために設けられる帯状の車道の部分を自転車通行帯と新たに規定することとしたということでございますので、当然、八街の場合には交通量調査も行っておりますが、設定交通量とかいろいろ状況を見た中で今後そういうところが生じれば、通行帯、拡幅の場所面積も増えていくということになりますので、その辺の状況をよく見ながら今後の道路構造令に伴う自転車通行帯ということを設置していくという方向にはなろうかと思えます。

○京増藤江君

せっかくこういう条例が作られる、国が作っていくというようにしても本当に市町村によっては実態に合わないようなそういう条例を作らなくてはいけない。本当に矛盾しているなと思います。八街市でも常に自転車事故はあるわけですから八街各市町村、自治体に合ったそういう自転車通行帯を作るようなそういう条例が必要だと思います。

となりますと、2番目の自転車通行帯の設置及び幅員を聞いても仕様がないうことですので、取り下げさせていただきます。

○議長（鈴木広美君）

以上で京増藤江議員の質疑を終了します。

次に、丸山わき子議員の質疑を許します。

○丸山わき子君

それでは、私は議案第8号と9号につきましてお伺いしたいと思います。

まず、議案第8号なんですが、八街市下水道事業の設置等に関する条例の制定についてということで、まず、1点目にお伺いいたしますのは、今回、企業会計方式を導入するということなんですが、企業会計方式を導入するにあたって下水道事業のビジョンはどのようになっているのかという点であります。今後、人口減少ということが当然あるわけなんですけども、事業計画、あるいは財源の見通しとともに今後の整備率のアップ、こういった内容に関して経営の基本方針、策定されているのかどうか。その辺についてお願いいたします。

○下水道課長（中村正巳君）

下水道事業におきましては、令和2年4月1日より公営企業法の財務規定を適用し、公営企業会計方式に移行するところでございますが、現在、国からも令和2年度末までに今後10

年間の下水道ビジョンとして経営戦略の策定について要請されております。

ビジョンといたしましては、社会現象でございます人口減少、節水機器の普及に伴う水需要の減少、老朽施設の改修など厳しい状況が予想されますが、経営資産等正確に把握し、将来にわたってサービスが継続できるようストックマネジメント計画を策定いたしまして、計画的で効率的な施設の更新、あるいは、長寿命化等についての的確に取り組んでまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

令和2年末までに作るんだということの答弁ですけども、この企業会計方式を導入するにあたって市民への理解、これはどのように求めていくのかお伺いいたします。

○下水道課長（中村正巳君）

一応、8月20日から9月18日の間、市民に対してパブリックコメントを実施したわけですが、それに関しましては特に質問等はございませんでした。市民からのお問い合わせに関しましていろいろ電話等のお問い合わせはございましたけれども、それに関しましてはこちらにQ&Aも作っておりますのでご説明をしながら理解を求めたいと考えております。

○丸山わき子君

今、八街市、いろいろな新しい事業を実施するにあたってパブリックコメントをホームページを通じてやっているわけですが、どの事業に対しても市民からの意見がなかなか上がってこない。数が少ないというのが現状だと思います。こういったパブリックコメントとともに今一つ、市民に周知する、また市民の声を聞くというやり方は検討していかなければならないんじゃないかなというのを申し上げたいと思います。

それから、市民の皆さんからの問い合わせが若干あったというようなことなんですけども、この企業会計方式を導入するにあたっては、導入する前に本当に市民に周知する方法があるのではないかとこういった方針であるといった内容をもっと市民に知らせていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

それとあと、2点目に独立採算制ということになるわけなんですけども、これで経営が成り立つのかどうかという点でお伺いするものであります。現在は一般会計からの基準外繰入があるわけです。雨水は公費だと。そして汚水は私費が原則というやり方をしているわけですが、これに基づいて汚水処理費は一部を除いて終了で改修が原則なんだというような経営方針でやっているわけなんですけども、公営企業方式の導入は独立採算制にすることによって最終的には一般会計からの基準外繰入金がなくなる。雨水は公費ですから当然ありますし、こういった一般会計からの基準外繰入がなくなれば安定した経営が成り立たなくなるのじゃないかということを感じるんですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○下水道課長（中村正巳君）

議員さんのおっしゃるとおり、現在の下水道事業特別会計につきましては、経営上、一般会計からの繰入金に依存しております。この繰入金につきましては、法令等で規定されている

基準内繰入金と財源不足等を補う基準外繰入金となっております。公営企業へ移行することになっても現状では保有財源があるわけではございませんので、当分の間は繰入金に変わる一般会計からの補助金を財源として安定した経営を図れるよう今現在、補助金審査会及び財政当局と協議しているところでございます。

○丸山わき子君

当面の間は補助金をとということでありますけども、水道事業は独立採算制でやっているわけなんですけども、結局は補助金頼み、補助金がなければ経営できないというのは実態でありまして、本当にあえてこの独立採算制で下水道を成り立たせる意味があるのかどうか。大変疑問なんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○下水道課長（中村正巳君）

そうですね。現実的なお話では独立採算制ということであっても、形上は特別会計とそんなに大きく変わるものではないと考えておりますが、なぜ、こういった公営企業を導入するかということになりますと、今現在、水道や道路に比べれば下水道事業というのは新しいものではございますが、公共下水道が整備されていきますとこれから新規更新というものも新規の築造というものもあるかと思っておりますが、更新と申しましょうか。長寿命化、管更生、そういったものも大きく必要になってくるということで公営企業会計を導入して正確な資産、固定資産という施設の資産、こういったものと負債の額を把握して将来の下水道施設の更新等に備えようとするものだと思います。そういうものを明確にしながら経営もある程度バランスのとれた形でやっていけということだと考えています。

○丸山わき子君

国の方の方針で、独立採算制でやりなさいよということでやらざるを得なくなっているというのは本当に苦しい胸のうちの課長、答弁されていますけども、本当にこういうやり方でいいのかなというのは大変疑問を感じるところであります。

特に、市民への影響についてこれは大変大きいものがあるのではないかなというふうに感じるわけなんですけども、これまで下水道特別会計は一般会計からの繰入で下水道料金値上げが抑制されてきたというふうに思います。ところが、今度は独立採算制になりますと先ほども課長答弁がございましたけども、基準外繰入金で当面は何とかこれを投入していつてもらいたいという答弁だったんですけど、これが段々ときっていく。基準外繰入金がなくなっていく。そうなれば市民生活に及ぼす影響、つまり下水道料金の引き上げということが当然行われていくと。市民負担増加につながるというふうに考えるわけなんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○下水道課長（中村正巳君）

お答えいたします。企業会計方式を導入することになりまして、施設整備等にかかった借金というものの返済額のかわりに企業会計方式でいえば、減価償却費とコストを使って計算することとなりますが、借金の返済額と減価償却費の考え方はほぼ同じでございますので、公営企業会計を導入したというだけでは下水道使用料が大きく変わるものではないと考えてお

ります。しかしながら、公益企業方式の目的は資産と減価償却費や今後、需要が見込まれるコストを把握したうえで安定した経営が求められるということから状況によっては下水道使用料の改定を検討しなければならないということも正直あり得ると考えます。このことから、施設の維持管理と下水道整備のバランスを考えながら持続可能な経営ができるよう努力してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

第3条では、公共の福祉を増進するよう運営されなければならないと定めているわけですが、独立採算制は市民にとっては下水道使用料の引き上げにつながっていく、市民生活をますますこの負担で圧迫していくということになるわけで、これでは公共の福祉といえるのかと大変疑問に持つところでありますが、ここでいう公共の福祉を増進する、一体どういうことなのかと大変疑問を感じるわけですが、最終的には安い下水道料金をどれだけ提供していくのか。このことが問われるのではないかなというふうに思いますけれども、その辺についてはどんなふうにお考えでしょうか。

○下水道課長（中村正巳君）

その部分に関しましては、限られた費用でという収入、いわゆる人口減少等で減ってくると思いますので、限られた費用でということになってくるとは思います、その中で整備の縮小もせざるを得なくなる場合もございますし、そういった意味では施設の維持管理とバランスを考えながらということになるべくそういった負担をかけないような形で経営してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

担当の課長にとっては大変苦しい答弁になっていくと思います。国がこういった独立採算制をやりなさいよというその方針自身が大変間違っているんじゃないかというふうに思います。それぞれの地域でしっかりと運営できるようなそういう下水道事業を本来なら国がバックアップしていくと、これが本来ではなかろうかというふうに思います。

次に、一般会計補正予算についてでございます。

議案第9号、7款の土木費、住宅費についてですが、35ページ。住宅維持管理費1千16万4千円が計上されております。修繕についてまずお伺いするわけですが、どこの住宅の修繕かお聞きいたします。

○建設部長（江澤利典君）

これにつきましては、修繕料1千16万4千円ということで計上をさせていただいております。その中で、九十九路団地と長谷団地の10部屋分の修繕を見込んでいるところでございます。

○丸山わき子君

これはどのくらいの空き部屋に対して、何部屋の修繕なのか、それについてお聞きします。

これは長谷団地と九十九路団地の空き部屋に対してやるわけですね。これは現在どのぐらいの空き部屋あり、そして何部屋に対してこの修繕をかけるのかお聞きいたします。

○建設部長（江澤利典君）

市営住宅、この九十九路と長谷につきましては、以前、これは平成29年の4月1日現在で約60部屋分、60部屋が九十九路と長谷で空き部屋がございました。その中で議員もご存じのとおり、去年の10月から入浴設備等の導入を市が行うということになりまして、その入浴設備を設置するという以降は、現在の段階で約40部屋ぐらいの空き部屋になったところでございます。20部屋分が賄えられたというような状況でございます。そうした中でこの修繕料のうち、10部屋分については積算の基礎を申しますと、今年度、4月、6月、8月で3回、募集は14世帯、新規入居者が決定しておりました。1回あたりの募集は約5世帯というような形で見まして、その1回の募集に5世帯の空き部屋の修繕ということで今年度、あと2回ほどございますけれども、12月と2月にございますが5×2ということで10世帯ということでこの修繕料を計上させていただきました。

○丸山わき子君

どんどん改修し修繕し入居していただくというのは本来であると思います。今、地震が近いうちにくるのではないかとということで大変心配の声が上がっておりました。そういったいざ地震があったそのときにあるいはほかの緊急事態、火災等、そういった市民の皆さんの緊急時に備えた対応、これがなかなかできていないということで活用できないでいます。空き家があっても。ですから、これいっぱいいっぴいの対応ではなくて、この必ず非常時に備えてプラス1、プラス2を計画的に修繕していく、こういう取り組みをしていくべきではないかというふうに思います。ぜひ、そういった点での取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

それから、2番目の老朽化住宅についてであります。老朽化し募集停止となった5団地があるわけですが、まだ居住しております。先の台風では雨漏りや雨どいが落ちてしまっているとか、ドアがさらに一段と損傷しているといったひどい状況のままになっております。良好で安全な居住環境、これを保障していくのが本来の住宅の政策だと思うんですけども、この老朽化した団地に対しての修繕計画、これはどんなふうにお考えなのか。このまま放置してしまうのかどうか。その辺についての答弁をいただきたいと思います。

○建設部長（江澤利典君）

老朽化に対する住宅の今後の修繕計画ということでございますけれども、交進住宅も含めてですが、市営住宅にも雨漏り、ガラスの割れ、臭突がとんだというようなこと、または床上や床下の浸水等もございました。被害が生じました。災害後は床上の浸水等が冠水した住宅もございましたので、消毒薬の散布、汲み取りの清掃、畳の交換、直営でできる修繕等は実施をいたしましたけれども、強風等により飛んでしまった臭突の修繕、これについては未実施のところがございます。これらについては入居者の方へのご迷惑もございますので、早急に対応はしていきたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

ぜひ、居住している部屋に関しては、早急な対策をお願いしたいということをお願いしてお

きます。

それから、35ページの住宅施設整備事業費306万1千円なんですけども、事業計画についてお伺いするところであります。公営住宅長寿命化計画に基づく事業計画とのことでありますが、具体的にはどのような内容な事業計画なのかお聞きします。

○建設部長（江澤利典君）

306万の実施設計ということ、委託料でございますけども、今年度予定しておりました八街市公営住宅長寿命化計画に伴う、九十九路団地1の1号棟の屋上防水工事、長谷団地2号棟の外壁改修工事に伴う実施設計でございます。整備計画については平成30年度に策定いたしました八街市公営住宅長寿命化等計画に基づいて今年度から令和10年度の10年間で九十九路、長谷の団地の屋上防水、また外壁塗装、給水設備、排水設備、またガス設備工事等の改善事業を実施するようとした計画でございます。この工事の実施にあたって当初、工事費だけで計上しておったんですけども、設計にあたってある程度、公営住宅の特化した仕様が定められているということでございましたので、ここで実施設計についての委託をかけて今後長寿命化計画に基づいた九十九路、長谷については施設維持管理をしていくという方向で今回、実施委託を計上させていただきます。

○丸山わき子君

この間、老朽化した5団地に関してはもう募集はしませんよと。今後、長谷や九十九路団地の方への転居も検討するんだと言われているわけですけども、今、答弁伺ったところなんですこの10年間のやる事業についてはそういった既に老朽化した5団地の方々が転居できるようなそういう対策を含めた計画にはなっていない感じがするんですけども、この間、公募停止となる老朽化した団地にお住まいの皆さんがほとんど高齢者ですよ。この方々が転居できる条件が作られていくのかどうか。そこら辺についてはいかがでしょう。

○建設部長（江澤利典君）

当然、長谷、九十九路以外の5団地につきましては、老朽化が進んでおります。30年から長いので60年以上たっております。その辺は、今後の市営住宅のあり方といいますか、今後の方向性を十分検討した中で計画を早急に作成、また向こう5年ないしは10年の中でその計画にのっとって九十九路、長谷以外の団地についても用途廃止の方向ということは決定しておりますので、その辺も含めて市営住宅の集約化といいますか、その辺も含めて検討をして維持管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

長谷、九十九路に関してはエレベーターを設置してほしいという、9月議会でしたか、そういう質問に対しては設置できないんだというような答弁があり、長谷、九十九路いずれにしても階段があって高齢者が入居できる条件は、本当はないと思うんです。そういう意味では今多くの高齢者が住んでいるような用途廃止となる団地に住まわれている皆さんが本当に良好で安全な居住環境、皆さんに提供していくためには本当に高齢者向けの住宅が必要になってくるんじゃないかなというふうに思います。そういう点でもぜひ計画の中で老朽化した、

あとは用途廃止となる団地に替わるそういった団地もぜひ検討していただきたい、このことを申し上げておきたいと思います。

次に、9款教育費についてであります。これは小中学校の管理諸費についてでございます。小学校は37ページ、16万7千円、中学校は38ページ、11万1千円と臨時職員についての賃金が増となっておりますが、この理由についてお伺いいたします。

○教育次長（関貴美代君）

お答えいたします。

小学校の管理費と中学校の管理費、ともに同じ理由のため、あわせてお答えいたします。臨時職員の賃金が増額になった理由といたしましては、令和元年10月1日より、千葉県最低賃金が時間895円から28円引き上げられ、923円となったことにより、臨時職員の賃金、時間900円を930円に引き上げ、その不足分を補正するものでございます。

○丸山わき子君

そうしますと、これは何人分になるのでしょうか。小学校について。

○教育次長（関貴美代君）

人数でございますけれども、小学校は6名、中学校は4名でございます。

○丸山わき子君

わかりました。臨時職員についてですが、もう一つお伺いしたいのは今、八街市内の小中学校、講師未配置校があるかというふうに思います。これは産休であるとか、療養休暇をとっているその教員の補充が本来ならされなくてはならないというふうに思うんですけども、こういった職員の補充がされないままいるということは大変、子どもたちにとってもまた学校にとっても大きな負担になるんじゃないかなというふうに思うんですけども、ここで臨時職員もきちんと配置しておく必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○教育次長（関貴美代君）

現在、教員の代替講師が未配置になっている学校は実住小学校、川上小学校、八街中学校です。この3校では教務主任を担任にあてたり、当該の教科担当で調整等をして児童、生徒の学習活動には支障のないように工夫をしております。

○丸山わき子君

本来なら、いなければならぬ配置されていた職員なわけで、そこを教務主任だとかいろんなやりくりでやっているということは大変子どもたちにとっても不安定な状況であると思います。また、多忙化がどんどんと進んでいる、教職員の皆さんにとっても大変な負担であるというふうに思います。これは県との連携、もちろん県費なわけですけども、県費だからいいんだでは済まされないんじゃないかなというふうに思いますが、教育長、この臨時職員の配置、どんなふうにお考えか、答弁いただきたいと思います。

○教育長（加曾利佳信君）

お答えいたします。今、丸山議員の方から質問あったように未配置校については、私たちの

方でも正常の状態ではないということは十分了解してございます。千葉県教育委員会には必要に応じて再三、配置の方をお願いしているところでございますけれども、非常に教職員を目指す人材も非常に減ってきている中、さまざまな手だてを県の方もとっていただいているわけです。そして、県のみならず八街市教育委員会といたしましても、退職した方、そして免許を持っている方々にお声掛けをさせていただいて、この正常でない状態を打開しようと努力はしてございます。今後も一人でも多く講師を派遣できるように努力してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

当然、教育委員会でも八街としても努力をしているんだということを答弁されているわけですが、これは日をおくことなく、一日も早くこの臨時職員を配置し学校の経営が円滑に行われるよう、また子どもたちにとっても安定した教育環境が提供できるよう早急な対応をお願いしたい、このことを申し上げまして私の質問を終わります。

○議長（鈴木広美君）

以上で丸山わき子議員の質疑を終了します。

これで通告による質疑は全て終了いたしました。

お諮りします。ただいま、議題となっております議案第2号、専決処分の承認を求めることについては、会議規則第37条規定により、委員会付託を省略し、直ちに討論及び採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

これから討論を行います。

議案第2号についての討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

討論がなければ、これで議案第2号の討論を終了いたします。

これから採決を行います。

議案第2号、専決処分の承認を求めることについて（令和元年度八街市一般会計補正予算）を採決します。

この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第2号は承認されました。

ただいま議題となっております議案第3号から議案第16号を、配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。議案付託表に誤りがあった場合は議長が処理することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木広美君)

ご異議なしと認めます。

なお、議案付託表により各常任委員会の開催日の通知といたします。

日程第3、休会の件を議題といたします。

明日11日から19日までの9日間を、各常任委員会の開催及び議事都合のため休会したいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木広美君)

ご異議なしと認めます。12月11日から19日の9日間を休会することに決定いたしました。

本日の日程は全て終了いたします。

本日の会議はこれで終了いたします。

12月20日は午前10時から本会議を開き、委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。

ご苦労さまでした。

(散会 午前11時02分)

○本日の会議に付した事件

1. 議案第1号

質疑、委員会付託

2. 議案第2号

質疑、委員会付託省略、討論、採決

議案第3号から議案第16号

質疑、委員会付託

3. 休会の件

.....
議案第1号 指定管理者の指定について

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度八街市一般会計補正予算）

議案第3号 八街市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第4号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 八街市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 八街市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 八街市下水道事業の設置等に関する条例の制定について

議案第9号 令和元年度八街市一般会計補正予算について

議案第10号 令和元年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第11号 令和元年度八街市介護保険特別会計補正予算について

議案第12号 令和元年度八街市下水道事業特別会計補正予算について

議案第13号 令和元年度八街市水道事業会計補正予算について

議案第14号 八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 八街市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 令和元年度八街市一般会計補正予算について